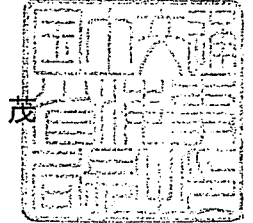


国海査第435号の5
平成20年12月25日

(社)日本船舶品質管理協会
会長 山田信三 殿

国土交通省海事局長
伊藤 茂



型式承認試験基準の改正について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので通知します。

記

海査第469号（平成10年10月5日付け）中、別紙1「船灯及び操船信号灯の型式承認試験基準」を廃止する。

新たに、「船灯及び操船信号灯の型式承認試験基準」については、別紙のとおりとし、平成21年1月1日より施行する。

なお、平成26年1月1日前に船舶に備え付けられる船灯及び操船信号灯の検定については、なお従前の例によることができる。



伊藤 茂